

2022 年 1 月 20 日

各 位

オリックス生命保険株式会社

女性活躍推進企業として「えるぼし」の最高位三つ星を取得

～働きやすい職場環境を整備し、多様な人材が活躍し続ける会社を目指して～

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都千代田区、社長：片岡 一則）は、このたび、女性の活躍を推進している優良な企業として、「えるぼし」最高位の三つ星を厚生労働大臣より認定されましたのでお知らせします。



「えるぼし認定」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の 5 つの評価項目の達成状況に応じて、優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度です。最高位である三つ星は、上記 5 項目全ての基準を満たした場合に認定されます。

当社は約 2,300 名※の社員を有し、女性社員の割合が 5 割を超える中、出産・子育てなどを迎える社員向けに法定基準を上回る育児休職制度や育児短時間勤務制度など、各種制度の拡充を進めてまいりました。併せて、介護をしながら働く社員向けにも法定基準を上回る介護休職制度を整備するなど、社員一人ひとりが活躍し働き続けられる環境づくりに取り組んでいます。なお、2020 年度には、育児休職者の復職率は 95%、介護休職者の復職率が 100%となっています。

当社は、今後も全ての社員が能力を最大限に発揮できる働きやすい職場づくりに努め、お客さまに寄り添った商品・サービスの提供に繋げてまいります。

以 上

※ 2022 年 1 月現在

＜本件に関するお問い合わせ先＞

経営企画部広報チーム 高原・林・岩井 TEL： 03-4212-4034

【評価項目と認定基準、および当社の取組実績】

評価項目	認定基準	取組実績
採用	直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること ①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること（産業平均値 42.8%） ②正社員の基幹的な雇用区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること（産業平均値 42.8%）	① 52.4% ② 53.8%
継続就業	直近の事業年度において、「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 0.7 以上であること	総合職：0.88 （女性 7.9 年、男性 9.4 年） IT 専門職：1.11 ^{※1} （女性 5.1 年、男性 4.6 年） コンサーブアドバイザー職：0.97 ^{※1} （女性 2.8 年、男性 2.9 年） コンタクトセンター職：0.97 ^{※1} （女性 2.8 年、男性 2.9 年）
労働時間等の働き方	雇用区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること	総合職：7.7 時間 IT 専門職：10.6 時間 コンサーブアドバイザー職：0.4 時間 コンタクトセンター職：6.1 時間
管理職比率	直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること（産業平均値 13.1%）	15.3%
多様なキャリアコース	直近の 3 事業年度において、次の①と②の実績を有すること ①女性の非正社員から正社員への転換 ②おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用	平成 30 年度～令和 2 年度 ① 100 名 ② 152 名

※1 コンサーブアドバイザー職とコンタクトセンター職は、2016 年新設の職種です。

また、2020 年度には IT 専門職を新設し、従来総合職であった社員の一部が IT 専門職に転換しました。

新設職種は入社間もない社員が多いため、総合職に比べ継続就業年数が短くなっています。

【仕事と家庭の両立支援制度（出産・育児・介護）】

	法定基準		当社
出産・育児	育児休職制度	最長で2歳に達するまで	3歳に達するまで※1
	育児時間の取得	1日あたり1時間	1日あたり2時間（有給型）※2
	育児短時間勤務制度	3歳未満まで	小学校卒業まで
	子の看護休暇	年5日、2人以上年10日	年5日、2人以上年10日（有給型）
介護	介護休職制度	93日	6カ月
	介護休暇制度	年5日、2人以上の場合は年10日	年5日、2人以上の場合は年10日（有給型）
	介護短時間勤務制度	対象家族1人につき、下記措置のいずれかを取得した日から連続する3年以上の期間で2回以上利用可能とする ・所定労働時間を短縮する制度 ・フレックスタイム制 ・始業・就業時間の繰上げ、繰り下げ ・介護サービスの費用の助成	・1日最大2時間 労働時間の短縮※3 ・フレックスタイム制 ・時差勤務 ・介護サービス費用の助成

※1 第2子以降に育児休職を取得する場合は、通算で5年が限度となります。5年を超える育児休職を取得する場合、第2子以降の育児休職期間は法定どおり最長で2歳に達するまでの取得となります。

※2 育児時間の取得は、子が1歳に達する前に復職する社員が対象となります。

※3 対象家族1人につき合計3年間まで利用可能です。育児時間を同時に取得する場合は、1日1時間が限度となります。